

住定年月日	
夫	
妻	

長 殿

受 理 令 和 年 月 日						
第 号						
通知(送付) 令和 年 月 日						
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調 査 票	附 票	住 民 票	通 知

(1)	(フリガナ) 氏 名	夫 氏 名	妻 氏 名		
	生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日		
(2)	住 所 (住民登録をして) いるところ				
	本 籍 (外国人のときは) 国籍だけを書いてください	番地 番			
(3) (4)	父母及び養父母 の 氏 名 父母との続き柄	夫の父 母	続き柄 男	妻の父 母	続き柄 女
	(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には、 その他の欄に書いてください)	養父	続き柄	養父	続き柄
		養母	養 子	養母	養 女
離婚の種別	☐ 協議離婚 ☐ 和解 令和 年 月 日成立 ☐ 調停 令和 年 月 日成立 ☐ 請求の認諾 令和 年 月 日認諾 ☐ 審判 令和 年 月 日確定 ☐ 判決 令和 年 月 日確定				
婚姻前の氏に もどる者の本籍	☐ 夫 は ☐ もとの戸籍にもどる ☐ 妻 は ☐ 新しい戸籍をつくる ☐ 同時 77条の2の届出 番地 番 (フリガナ) 筆頭者の氏名				
(5)	未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 父(夫)が親権を行う子 母(妻)が親権を行う子 親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子			
	(協議離婚で親権者の定めをした場合)相違なければ、それぞれが図のようにしをつけてください。	夫		妻	
		☐ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。		☐ 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使することの意味を理解し、真意に基づいて合意した。	

連絡先	夫	電話	妻	電話
-----	---	----	---	----

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 外国人のうちの、次の地域を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。
 1 台湾 2 パレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)
 そのほかに必要なもの 調停離婚のときー調停調書の謄本 認諾離婚のときー認諾調書の謄本
 審判離婚のときー審判書の謄本と確定証明書 判決離婚のときー判決書の謄本と確定証明書
 和解離婚のときー和解調書の謄本

届出時に本人確認を実施しています。届書を持参される方(使者、代理人を含む)はマイナンバーカードや運転免許証など顔写真貼付の公的身分証明書をお持ちください。
身分証明書をお持ちでない方も届出はできます。

(6)	同居の期間	昭和・平成・令和 年 月 から 平成・令和 年 月 まで	
(7)		(同居を始めたとき) (別居したとき)	
(8)	別居する前の住所	□(夫・妻)の住所と同じ 番地 番号	
(9)	別居する前の世帯のおもな仕事と	☐ 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 ☐ 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 ☐ 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) ☐ 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 ☐ 6. 仕事をしている者のいない世帯	
(10)	夫妻の職業	(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
		夫の職業	妻の職業
その他	☐ 新本籍確認済 ☐ 新本籍は街区符号 ☐ 復籍戸籍確認済		
	届出人署名 (※押印は任意)	夫 印	妻 印

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)		
署 名 (※押印は任意)	印	印
生 年 月 日	昭和 平成 年 月 日	昭和 平成 年 月 日
住 所		
本 籍	地 番	地 番

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 離婚後の子育ての分担について ☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。 親子交流について ☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。 経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。 養育費の分担について ☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。
--

【法テラス・サポートダイヤル】 0570-078374 【公式ホームページ】 <https://www.houterasu.or.jp>

婚姻中の氏で
署名してくだ
さい